

委員提出資料

目次

- 奥山 千鶴子 委員提出資料 . . . P. 1
- 尾上 正史 委員提出資料 . . . P. 3
- 駒崎 弘樹 委員提出資料 . . . P. 5
- 高谷 俊英 委員提出資料 . . . P. 12
- 三日月 大造 委員提出資料 . . . P. 14
- 宮田 裕司 委員提出資料 . . . P. 16

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
認定 NPO 法人びーのびーの
理事長 奥山千鶴子

昨年末にこども大綱、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン、こどもの居場所づくりに関する指針、こども未来戦略のとりまとめ等が閣議決定され、いよいよ具体的に制度化、都道府県・市町村の計画づくりに反映していく段階にきました。とりまとめにご尽力いただきました関係各位に御礼申し上げます。そのうえで、いくつか意見を提出いたします。

1. こども未来戦略の周知について

昨年末閣議決定した「こども未来戦略のとりまとめ」について、加速化プランを含めて今後の見通しがもてるよう当事者や事業者への周知をお願いします。

特に、全世代で分かち合う財源については、全ての国民の理解と連帯が必要です。3.6兆円に上る財源の確保と社会保険制度を通じて拠出する支援金制度の仕組みを丁寧に提示する必要があります。夫婦の就労状況や子どもの年齢等でどう変わるのか自分事として捉えることができるサイトなどがあれば良いと思います。

2. 伴走型相談支援および産後ケア事業・産前産後サポート事業の拡充について

妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、「妊婦等包括支援事業」の創設が検討されています。困難やリスクが想定されている家庭だけでなく、すべての子育て家庭を対象としていくためには、日常的に自分のペースで通える地域の居場所や相談の場の活用が不可欠です。スポットの面談だけでは本音を話せない家庭も多く、また産後ケア事業や産前産後ヘルパー派遣(家事支援)は誰もが必要性を感じるサービスですが、誰でも使えるサービスになっていません。

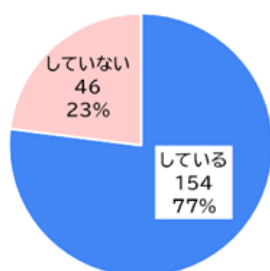
こども誰でも通園制度は、生後6カ月からの利用が予定されており隙間が生じる状況です。産前から生後6か月までに活用できる一般的な家庭向けの産前産後サービスが予防的に果たす役割は大きいと考えます。誰でも使える産後ケア事業の推進や、産前産後ヘルパー派遣(家事支援)等の国庫補助化も是非ご検討ください。

産前から利用できる事業として地域子育て支援拠点事業においても、産前からの多様な取組を行っていますので、さらなる母子保健と地域子育て支援の連携強化を期待しています。

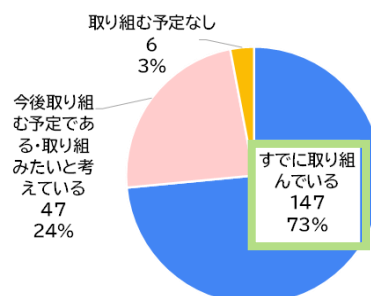
■調査1

- ・テーマ 妊娠期からの支援の取組みについて
- ・調査方法 Web アンケート
- ・調査期間 23/6/26～7/14
- ・調査対象 ひろば全協全会員
- ・回答数 200 施設(地域子育て支援拠点等の子育てひろば)

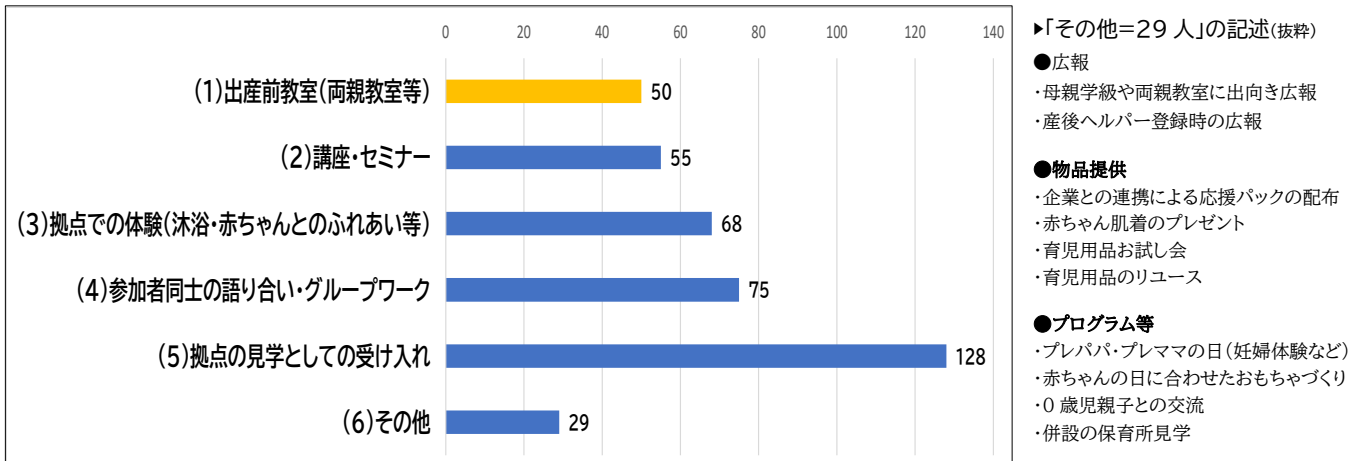
1 拠点で妊娠期からの利用が可能であることをHPやチラシ等で広報しているか



2 妊娠期からの支援の取組み状況



3 「すでに妊娠期からの支援に取り組んでいる」と回答した施設の取組内容（複数回答可）

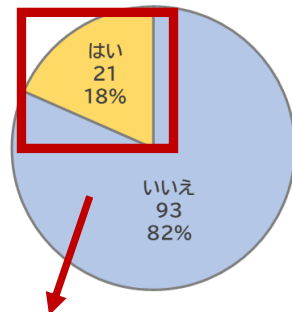


■調査2

- ・テーマ 出産・子育て応援交付金について
- ・調査方法 Web アンケート
- ・調査期間 2023年9月21日～10月13日
 - ・調査対象 ひろば全協全会員
 - ・回答数 114拠点（地域子育て支援拠点等の子育てひろば）

1 あなたの拠点は何らかの形で**出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援**に関わっていますか？

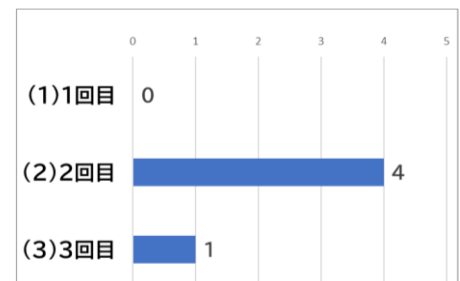
(N=114)



2 どのような内容を担当・協力していますか？(複数回答)



3 面談は何回目の面談でしょうか？



【その他の記述】

- 8ヶ月面談に代わるアンケート文書を市が送付する際、拠点の見学、妊婦さんが参加できる講座等の案内を同封してもらっている。妊娠中に拠点に来られた方へはささやかなプレゼントを贈呈。面談までは拠点では行っていない。
- 沐浴指導
- 地域子育て支援コーディネーター（利用者支援基本型）が8ヶ月面談を担当する際、利用者の近くの拠点の見学、引き合わせ等が行われる場合がある。

全日本私立幼稚園連合会
副会長 尾上 正史

令和6年能登半島地震で被災された子供や家庭、幼児教育施設関係者が心よりお見舞い申し上げます。政府におかれては、既に様々な支援を行っていること承知しておりますが、状況に応じて必要な対策を充実いただきますようお願いいたします。

(1) 資料1～3：4・5歳児の配置改善について

こども未来戦略を踏まえ、令和6年度から4・5歳児配置改善の加算が措置されますが、チーム保育加配加算等との併給ができないという取扱いは、幼児教育・保育の質向上を推進するという流れに逆行するものではないでしょうか。それぞれ別の加算として設けられた経緯からも、配置改善加算は子供の年齢に応じた職員配置、チーム保育加配加算等は複数の教員による質の高い教育を推進するための加算であり、それぞれの趣旨は異なるものと理解しています。配置改善を見直すとのアナウンスを受けて既に新規で雇用を確保した施設もあります。3歳児配置改善加算と同様に、両者の併給を可能としていただくようお願いいたします。

(2) 資料1：こども誰でも通園制度について

こども誰でも通園制度は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て支援を取りこぼしなく行うという文脈の中で、どの施設にも所属していない親子が施設と繋がり、孤立した子育てによる保護者の疲弊ひいては虐待等からこどもを守るというねらいがあるものと理解しています。

他方で、本制度の対象年齢は0歳6か月～2歳とされているところ、地域によっては満3歳からの受入れを行っていない幼稚園も一定数あり、またそもそも幼稚園等がないという地域もあります。また、満3歳以降も同様に在宅で子育てしつつ定期的に預かりを利用したいという保護者のニーズを満たせない場合もあると考えます。満3歳以降、住む地域によって子育て支援が途切れてしまうという状況が生じないよう、こども誰でも通園制度でカバーできない範囲は他の事業と連携するなどの追加的な対応が必要ではないでしょうか。その際は、子供の住む地域間で差が生じないよう、施設類型や私学助成と新制度の別にかかわらず受け皿となれる対応のご検討をお願いいたします。

また、こども誰でも通園制度の本格実施に向けて、2024年度までは試行的事業、2025年度は地域子ども・子育て支援事業、2026年度は通園給付とそれぞれ異なる支給形態になると理解しています。各制度間において単価や補助基準がそれぞれどのように変更されるのか、施設にとっては事業を計画する上で試算ができないと実施の目途がつかないため、早め早めにお知らせいただくようお願いいたします。

(3) 資料1：費用の見える化について

こども未来戦略において「費用の使途の見える化」について明記されていますが、個人情報保護による平準化などの配慮や法人の資金計画などが見えない中で公表されることに危惧しております。現在有識者会議において検討が進められていると承知しておりますが、具体的にどのような情報を収集して公表することになるのか、お示しいただくようお願いします。

また、見える化する内容として、幼児教育・保育の質に関する項目が必要ではないでしょうか。例えば処遇改善等加算Ⅱの受給を根拠とした研修実績や、小学校接続加算の要件となる状況を示すといった方法もありますが、保護者が子供に通わせたい施設を選択するために有益な情報を見える化するという視点でも検討いただきますようお願いします。

(4) 資料5：新子育て安心プラン後の体制整備について

待機児童解消のための整備目標について論点に挙げられていますが、少子化に合わせて各施設が定員の縮小を行っている状況であることを踏まえ、過去の定員変更の推移も併せて各地域における保育許容人数を把握した上で、実態に応じた対策を講じるとともに、今後を見通して不要な施設整備を行わないようにしていただきたいと考えます。

また、待機児童は限られた地域で見られる課題である一方、人材確保や多機能化は全地域的な課題であり、そのような視点から方策を示すことが真の安心プランといえるのではないのでしょうか。

(5) 資料6：処遇改善等加算の一本化について

処遇改善等加算の一本化について、事業者の事務負担軽減を進めるという意味では賛同しますが、加算を全て統合することについては各処遇改善加算の目的に応じて算定方法等も異なっている状況を踏まえると、慎重な検討が必要であると考えます。処遇改善等加算Ⅱの職階性という趣旨が失われるのではないかと危惧しております。

(6) 資料7：経営実態調査について

経営実態調査の結果を踏まえ、今後公定価格の見直しを行う際には、教職員の処遇安定の視点からどの区分においても前年度の金額を下回らないようご配慮をお願いします。

(7) その他

こども未来戦略やこども大綱等様々な文書において少子化対策の記載がありますが、少子化が進んでいる現状を踏まえ、今後も既存の施策の実績の検証を行いつつ実態に応じた目標を設定して進めていただきたいと思います。

以上

2024年2月19日

子ども・子育て支援等分科会 御中

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事
全国医療的ケア児者支援協議会 事務局長
認定NPO法人フローレンス 会長
医療法人社団ペルル 理事長
駒崎弘樹

意見書

◎こども誰でも通園制度について

- | |
|--|
| (1)委託料の見直しを行ってください (2)事業者による手挙げを可能にしてください |
|--|

(1)委託料の見直しを行ってください

【背景】

- 12月7日の事業者説明会において、委託料はこども一人1時間あたり850円を基本とすることが公表されました。利用者負担分(1時間あたり300円)を含めても、事業者の収入はこども一人1時間あたり1,150円です。事業者にとっては、事業への手挙げを躊躇う水準です。

子ども家庭庁

ポイント⑩：試行事業の実施方法等

項目ごとの説明(5)

| 留意事項 |
|---|
| ①保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成29年11月10日付け府字本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号通知)」に従い、速やかに報告すること。 |
| ②利用当日に、通園がない場合には、対象児童状況の確認をすること。特に要支援家庭等の児童の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。 |
| ③要支援児童等の不適切な保育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。 |
| ④給食等の提供については、事業所の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。 |
| ⑤市町村から委託先への委託料の支払いにおいて、本事業に掲げる事業に要する経費について、「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」(平成30年10月17日厚生労働省発子1017号)に基づき支出する金額は、こども一人1時間あたり850円を基本とし、本事業に定める障害児を受け入れる場合は、こども一人1時間あたり400円を加算することを基本とする。なお、当日のキャンセルについては、委託料の支払いの対象とすることも可能とする。ただし、委託料の対象とする場合は、予定していた利用者の利用可能時間についても、委託料の対象とする時間数について利用したものとみなし、利用の処理を行うこと。市町村及び事業所は、委託料の支払いの根拠資料を事業実施後5年間保存すること。 |
| ⑥事業実施に当たっては、現在「こども誰でも通園制度(仮称)」の本格実施を見据えた試行的事業の在り方に関する検討会)において検討が行われており、その議論を踏まえて今後作成する「実施にあたっての留意事項」を参考にして実施を行うこと。 |
| ⑦対象となる利用者の家庭に対して当該事業の意義や目的、仕組みについて十分に周知を行うこと。 |

子ども家庭庁「こども誰でも通園制度(仮称)」の本格実施を見据えた試行的事業に関するオンライン説明会(令和5年12月7日)説明資料

- この金額は、週6日、朝から晩まで隙間なく「こども誰でも通園児」の利用を確保し、空き定員枠をすべて埋める前提なのではと懸念しています。
- 乳児9名をお預かりするケースで試算したところ、仮に空き定員枠が7割程度埋まった場合(＝稼働率7割)でも、年間収入は**1,700万円弱**です。

【計算式】

1,150円/時(委託料850円/時＋利用者負担分300円/時)×8時間/日(開所時間)
 ×24日/月(週6日預かり)×12ヶ月×9名×70%(稼働率)
 =1,669万円/年

- それに対して費用は、園長や栄養士を含めずに、保育士3名のみを雇用するとしても年間**1,500万円**程度かかります(1名あたり500万/年×3名)。それ以外にも家賃・光熱費などの運営費に加え、通常預かりに対して事務処理が増えることも考えるととても採算が取れません。
- 例えば20/100地域の小規模保育事業所で9名の乳児を短時間認定で預かる場合、年間収入はおよそ**3,200万円**です(299,180円/月×12ヶ月×9名)。こども誰でも通園制度を利用して預かりを行うと、通常預かりに対して収入が半減してしまうこととなります。
- さらに「稼働率7割」という前提も現実的ではありません。類似の既存事業である一時預かり事業の稼働率を見ても、中野区では**43%**という報告もあり¹、横浜市の乳幼児一時預かり事業公募資料でも稼働率は5割として試算しています²。通常預かりと異なり、当日キャンセルや1日の中で空きがある時間帯があるため、利用者ニーズがあっても稼働率は低くなる傾向にあるのです。
- 近年、待機児童問題が解消に向かう中、空き定員が出る保育所が増加しています。こども誰でも通園制度で適切な水準の委託料が設定されれば、空き定員の出た保育所でも事業を継続することができ、保育の受け皿の確保に繋がります。

【要望】

- この素晴らしい制度を全国の保育施設に広め、できるだけ多くの子どもに保育を届けるため、委託料見直しに向けた継続的な議論をお願いします。

¹ 中野区議会議員 小宮山たかし

<https://komiynamatakashi.wordpress.com/2019/02/25/%E4%B8%AD%E9%87%8E%E5%8C%BA%E3%81%AE%E4%B8%80%E6%99%82%E4%BF%9D%E8%82%B2%E3%81%AE%E7%A8%BC%E5%83%8D%E7%8E%87%E3%81%AF%E7%B5%B1%E8%A8%88%E4%B8%8A43%EF%BC%85%E3%80%82%E3%81%A7%E3%82%82%E3%80%81%E4%BA%88/>

² 横浜市「令和5年度 横浜市乳幼児一時預かり事業 事業者募集要項」

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/nyuyoji-ichiji/R5nyuyoji-bosyu.files/0088_20230711.pdf

(2) 事業者による手挙げを可能にしてください

【背景】

- こども家庭庁案では、施行的事業の実施主体は市町村とされており、事業導入のためには市町村の手挙げが必須となっています。

こども家庭庁 **ポイント⑩：試行事業の実施方法等**

項目ごとの説明(1)

| |
|--|
| 実施主体 |
| ☞この事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。なお、市町村は、適切に事業を実施できると認められた者（以下「委託等先」という。）に委託等を行うことができる。 |
| 実施方法 |
| ☞ 対象となるこども について、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象とするが、企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外とする。 障害児を受け入れる施設において、当該障害児が利用した場合に職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、別に定める加算を適用する。 ☞ 実施場所 について、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等 ☞ 事業内容 について、①～⑤を実施するものとする。 ①利用方法と実施方法（ア～ケ）、②指導監督（ア～ウ）、③賃借料補助、④検証、⑤実績報告 |

こども家庭庁「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業に関するオンライン説明会」(令和5年12月7日)説明資料

- 試行的事業においては、事業者が「こども誰でも通園制度」を実施したくても、自治体が後ろ向きな場合は実施することができません。実際に、NPO法人 全国小規模保育協議会の中でも、自治体が手挙げをしないために実施を断念した事業者が存在します。
- 令和8年度からは「全国すべての自治体で実施予定」と認識しておりますが、各自治体の判断によって実施事業者・施設類型・対象者などが制限される懸念があります。

【要望】

- こども誰でも通園制度を全国のできるだけ多くのこどもたちに届けるため、本制度では事業者による手挙げを可能とし、より多くの園で制度が実施できるようにしてください。

◎企業主導型保育事業について

- (1) 利用定員の1割以上を自社従業員枠にしなければいけないルールを見直してください
- (2) 設置事業者を交えた定期的な議論の場を設定ください

(1) 利用定員の1割以上を自社従業員枠にしなければいけないルールを見直してください

【背景】

- 企業主導型保育事業実施者(保育事業者型事業の事業実施者を除く)は、施設の利用定員の1割(小数点以下切り上げ。以下同じ)以上を自社従業員枠の定員として設けなければならないこととなっています。
- 自社従業員枠の定員を1割以上設けなければならないこのルールは、多くの従業員を抱える設置事業者においてはそれほど大きな問題とはならないことが想定されますが、従業員数の比較的少ない設置事業者においては大きな障害となります。
- 自社従業員の利用が1割に満たない場合、保育定員の空きが常時発生することになり、提携企業枠や一般枠で保育ニーズが発生しても、このニーズに応えることができなくなり、保育園という社会的な資源が有効活用されないこととなってしまいます。

【要望】

- 企業主導型保育事業における利用定員の1割以上を自社従業員枠にしなければいけないルールの見直しを検討してください。

(2) 設置事業者を交えた定期的な議論の場を設定ください

【背景】

- 企業主導型保育事業は、平成28年度の制度創設以降、政府の「子育て安心プラン」等に基づき、定員11万人分の受け皿整備に向けて取り組まれ、この定員11万人分の定員整備が令和4年度中に概ね達成されました。
- 全国的に待機児童数が減少している現状を鑑みると、企業主導型保育事業は、今後いかに安定的に事業継続を行うか、また企業主導型保育事業を「子育て支援」や「少子化対策」にいかに関与するかといった発展的な事業継続の議論が必要となることが想定されます。
- 企業主導型保育園を安定的に事業継続していくためには、設置事業者の健全な経営が大前提です。一方、設置事業者が健全な経営を行っていたとしても、制度そのものやその運用が非効率だと、事業者の財務的な疲弊や保育園(保育士)に過度な業務負担が課されるような事態を招きます。

- 企業主導型保育事業に関わる事業点検・評価の場として「企業主導型保育事業点検・評価委員会」が設置されており、定期的な評価点検が行われていますが、この委員会では安定的な事業継続の議論はなされているものの、発展的な事業継続の議論はなされていないのが現状です。
- 企業主導型保育事業の設置事業者の中には、新しい発想や、制度運用上の課題を解決するためのアイデアを持ちえた事業者がたくさん存在しますが、発展的な議論を行うための有効な場がありません。

【要望】

- 全国に約4,500か所ある企業主導型保育園をいかに有効活用していくかの議論や、安定的かつ発展的に事業継続を行うための新たな仕組みについての議論、制度運用上の課題をいかに解決していくかの議論を行っていく、設置事業者を交えた定期的な議論の場を設定してください。

企業主導型保育事業の継続・発展に向け、引き続きご検討をよろしく申し上げます。

◎3－5歳小規模保育事業実施に制限をかけないでください

「地域の実情を勘案して必要であるとき」という制限を撤廃し、自治体の誤った判断によって3－5歳小規模保育事業の導入が妨げられないようにしてください。

【背景】

- 「【参考資料2】子ども・子育て支援等分科会における議論の整理」の資料中に、小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて「地域の実情を勘案して必要であるときは、3～5歳児のみの小規模保育事業の実施を可能とする」と記載があります。

＜制度改正の方向性＞

- そこで、以下のような改正を行う。
- 集団生活を過ごすことが苦手なこどものニーズなど、こどもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、地域の実情を勘案して必要であるときは、3～5歳児のみの小規模保育事業の実施を可能とすることとする（子ども・子育て支援法）。

「【参考資料2】子ども・子育て支援等分科会における議論の整理」

- しかし必ずしも自治体が、小規模保育事業の必要性を適切に評価できるとは限りません。
- 例えば人口減少地域では、定員確保が難しいため廃園の危機に直面している大規模保育園が多く存在します。既存の大規模保育園が廃園すると地域の保育の受け皿が一気になくなってしまいますが、小規模園に転換すれば存続できる場合もあります。
- そういったケースにおいても、自治体は状況を認識せずに単純に「待機児童数が少ないため必要なし」と判断してしまう恐れがあります。

【要望】

- 「地域の実情を勘案して必要であるとき」という制限を撤廃し、自治体の誤った判断によって3-5歳小規模保育事業の導入が妨げられないようにしてください。

◎保育所等におけるICT化推進事業の対象を、医療的ケア児に限定しないでください

「保育所等におけるICT化推進事業」の対象を「医療的ケア児"等"を受入れる保育所」とし、様々な障害特性を持った子どもたちが広く、コミュニケーションツールの補助を受けられるようにしてください。

【背景】

- 「【資料6】保育現場でのDXの推進について」において、「保育所等におけるICT化推進事業」の対象施設は「医療的ケア児を受け入れる保育所」に限定されており、重度心身障害児などの障害児は対象外となっています。

| 保育所等におけるICT化推進等事業 | | 成育局 保育政策課 |
|--|------------------|----------------|
| 1 事業の概要・スキーム | ＜保育対策総合支援事業費補助金＞ | 令和5年度補正予算：29億円 |
| <p>(1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。</p> <p>(2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。</p> <p>(3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。</p> <p>(4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。</p> <p>(5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。</p> <p>(6) 児童館において、入退館や子どもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。</p> <p>(7) 医療的ケア児を受入れる保育所について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。</p> <p>(8) 今後の施策の検討に向けた基礎的なデータを把握するため、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を行う。</p> | | |

「【資料6】保育現場でのDXの推進について」

- しかし、コミュニケーションツールとなるICT機器を必要とする子どもは、医療的ケア児に限りません。重度心身障害児をはじめ、視覚障害児・聴覚障害児などの中にもコミュニケーションを取るのが難しいケースはあり、それぞれに適した支援を必要としています。

【要望】

- 対象を「医療的ケア児“等”を受入れる保育所」とし、様々な障害特性を持った子どもたちが広く、コミュニケーションツールの補助を受けられるようにしてください。

以上

意見書

●公定価格の処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について

① 処遇改善加算Ⅱの要件から「保育士等キャリアアップ研修」を除外すること

「保育士等キャリアアップ研修」が保育士の専門性の向上を目指すものという本来の趣旨が薄れ、残念ながら保育現場では処遇改善等加算を受けるための研修として認識されている部分がある。結果、保育人材不足の現状もあいまって、キャリアアップ研修に該当しない研修には参加しない、又は一度参加した科目は再度受講しない等の弊害がでていいる。この際、研修と加算はそれぞれ別のものとして分離すべきではないか。

(これらの研修受講そのものは必要であり、受講状況については今般の「見える化」に伴う受講状況の公表等をもって代えることも可能ではないか。)

② 処遇改善等加算Ⅱ及びⅢを処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分（キャリアパス要件分）に統合

処遇改善等加算Ⅰにも賃金改善要件分・キャリアパス要件分という同Ⅱ・Ⅲと同様の趣旨の加算部分がある。それらと統合し処遇改善等加算Ⅰに一本化し、積算方法や受給要件も簡略化してはどうか。

③ 処遇改善等加算Ⅰの基礎分の頭打ち年限を延長すること

保育士の平均勤続年数の長期化に対応して、処遇改善等加算Ⅰのうち基礎分の勤続11年以上の部分の適切な加算ランクの新設をお願いする。

④ 処遇改善等加算Ⅰの積算方法の改善

園児数による積算方法だけではなく、人口減少地域においても継続して加算が受給できるよう一定の定額部分も設ける必要があるのではないか。(公定価格の基本分単価も同様)

●1歳児の配置基準の早期改善等

残された課題のうち、1歳児の職員配置基準の5:1への改善も、できる限り早期に実現してほしい。あわせて、引き続き3歳以上児についてもOECD諸国の配置基準の実態も念頭に、真にこどものために必要な配置基準とはどうあるべきかの科学的検証を国として実施していただきたい。

●こども誰でも通園制度（仮称）に係る運営費補助について

今般示された同制度にかかる補助金1人あたり1時間で850円と保護者からの利用料300円の計1,150円では、実施園での受け入れ児童数が相当程度多くないと運営することが困難であるが、無理な受け入れは保育事故を招きかねない。さらに同事業にかかる光熱水費、保育材料費等、こどもの育ちにかかる必要な費用が盛り込まれていないのではないかと懸念もあり、今後、全国での本格実施を念頭においた持続可能な給付費の制度設計に向けて、こども1人当たり月10時間の上限の問題も含め、モデル事業実施園での検証を経て検討願いたい。

●保育人材確保対策

全産業平均給与に相応する思い切った保育士処遇改善を早期に実現し、処遇に対するイメージを早期に改善することにより、保育そのものの魅力向上の議論を展開していきたい。

●人口減少地域の保育機能の確保策について

急激な児童数の減少となった場合でも勤務する保育士の雇用が継続できるよう、公定価格制度が園児数による積算方法となっている現状を見直すこと、また、人口減少地域への勤務に対する義務教育や医療分野の取り組みを参考にした対応や、また、地域のニーズを的確に把握したうえで、保育士に限らず地域の多様な人材との協働によりこどもに関する多くの機能を持った場として、地域に根差した活動を展開していくための支援をお願いしたい。

令和6年2月19日

全国私立保育連盟 常務理事 高谷俊英

第5回子ども・子育て支援等分科会 意見書

滋賀県知事 三日月 大造

(全国知事会子ども・子育て政策推進本部本部長)

昨年12月、今後5年程度を見据えた子ども・子育て政策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」や、次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向を取りまとめた「こども未来戦略」等が決定された。

今後は、これらに示された施策を早期かつ着実に実行していく局面となるが、子ども・子育て政策の更なる強化に向けては、本分科会における意見をはじめ、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案に対する全国知事会意見等についても、地方と丁寧な調整や意見交換を行っていただくとともに、地方が円滑に実効性ある取組を展開できるよう、特に以下の項目について意見を提出する。

1. 幼児教育・保育の質の向上に向けた保育人材の確保等について

- 待機児童の解消や幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、国においては、子ども誰でも通園制度等、全ての子育て家庭を対象に保育を拡充する方針を示され、保育の重要性が増している中で、より一層保育人材の確保が急務となっている。
- 保育士等に職業としての夢や憧れを持ち、将来の成り手を増やすため、国においても保育の仕事に関するポジティブキャンペーンなどを行うことで、自治体の保育人材確保の取組を支援していただきたい。
- また、就職した保育士等が、仕事に誇りを持って定着できるよう、保育士等の職務の専門性や特殊性を勘案し、全産業平均の動向も注視しながら、適正な給与水準となるよう、更なる処遇改善を図っていただきたい。
- 保育所や幼稚園、認定こども園等における事故や不適切事案が依然として発生しており、こうした不適切保育を防止する上でも、保育士等が余裕をもって保育等に当たることのできる職場環境づくりが求められているところ。
- 令和6年度からの実現が叶わなかった1歳児の職員配置基準の改善について、早期に実施いただくとともに、最低基準として配置されることとなる職員の財政措置

については、公定価格上の対応として、加算ではなく、基本分単価により所要の経費を安定的に措置いただきたい。

2. 公定価格の処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化に係る取扱いについて

- 処遇改善等加算については、制度が煩雑で事務負担が非常に大きいことから、一本化に向けた検討の動きについては、大いに賛同するところ。
- その上で、制度見直しに当たっては、現行の給付水準を確保いただくとともに、以下の3点に配慮いただきたい。
 - ① 処遇改善等加算ⅠおよびⅢについては、保育士等の給与のベースアップの要素が強いことから、思い切った制度の統合を行うなど、可能な限り簡素化を図っていただきたい。
 - ② 処遇改善等加算Ⅱについては、副主任保育士や職務分野別リーダー等のキャリアパスを目的として技能・経験の向上に応じて加算する仕組みであり、一本化に当たっては、こうした制度の趣旨を損なうことのないよう配慮いただきたい。
 - ③ 市町村から委託費として運営に要する費用が支弁されている私立保育所においては、委託費の弾力運用の取扱いにも影響があることを視野に入れ、検討を進めていただきたい。

3. こどもまんなか実行計画の策定に向けた進め方について

- 子ども・子育て政策は、全国一律で行う施策と地方の実情に応じた地方単独事業が組み合わさることで効果的なものとなる。
- こどもまんなか実行計画については、毎年6月頃を目途に改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映することとされているが、国と地方が車の両輪となって、子ども・子育て政策を強力に推進するため、本実行計画を策定・実施・評価するに当たっては、当事者である子どもや子どもを養育する者等の意見はもとより、地方の意見もしっかりと反映していただきたい。

令和6年2月19日

第5回子ども・子育て支援等分科会 御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

意見書

1. 令和5年人事院勧告を踏まえた保育士等の公定価格上の人件費の改定について

公定価格上の人件費が+5.2%の改定率になったことに感謝申し上げます。ただし、今回の改訂では民間企業が押し上げた分が改訂された状態であり、保育者の賃金が全産業平均より約月5万円程度低い状態は依然として変わらない。他産業との働き手の奪い合いが加速していく中で現在の保育士等の処遇であれば、保育業界の人材確保は絶望的な状態が継続している。

保育者はこどもの健やかな成長と命を守り、その保護者の就労と日常を守ることで社会的に大きな役割を果たしている専門性の高いエッセンシャルワーカーである。骨太2022でも記載されている「職種毎に仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保される」よう、更なる財政措置による処遇改善を早急を実施して頂きたい。

2. 「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善について

「こども未来戦略」を踏まえ、4・5歳児の配置を25:1に改善いただけたことに感謝申し上げます。しかし、「こどもが権利の主体」であるという、こども基本法の趣旨及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が掲げる「子どもの最善の利益を守り、園児一人一人にとって心身ともに健やかに育つためにふさわしい生活の場であること」を実現するためには十分ではない。令和7年度以降の早期に1歳児の配置を5:1に配置基準上から改善いただくとともに、4・5歳児の配置基準をユニセフのイノチェンティ研究所レポートカード8（2008年12月発行）に記載されている、配置基準のベンチマーク（評価基準）が15対1であることを踏まえ、これに相当する配置を配置基準上で定めて頂きたい。

3. 公定価格の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの一本化について

公定価格の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの一本化についてご検討いただいていることに感謝申し上げます。職員の処遇改善が施設内で円滑に進められるよう、例えば、管理職には処遇改善等加算を支給できない等の策を講じた上で、法人・施設の裁量を多く持たせ、職員に充実した処遇改善ができるよう要望する。また、現行の処遇改善等加算Ⅰでは職員平均経験年数の上限が11年以上で基礎分12%となっているが、11年以上の職員平均経験年数がある施設も多くあるため、この上限の在り方についても合わせてご検討いただきたい。

4. 令和6年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査について

令和6年度の経営実態調査が実施されることについて異論はない。調査内容については「保育所等における継続的な経営情報の見える化」の議論を十分に踏まえ、反映していただきたい。その上で、令和7年度以降の各施設の経営情報等については、子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」で把握が可能となるので、そこに一元化し、法人・施設の事務の簡素化を実現していただきたい。

以上